

神戸大法科大学院

行政法・模擬授業

中川丈久 2018年10月



2 行政法における法律家の役割 = LSで学ぶこと 市民・企業にも、行政にも「法律家」の目線が必要

I 行政の言うことに納得できない。

~市民・企業側

- 実体的違法~ 中身が間違っている
法律の判断基準通りに判断していない
= 法律の解釈適用の誤り (憲法適合解釈含む)
- 手続的違法~ 間違わない努力を怠る
法律が定める手続保護をしていない
= 法律の解釈適用の誤り (憲法適合解釈を含む)

行政→契約相手／検察庁だと民事・刑事法

II 市民・企業 (+国) の言うことに反論する

~行政側

- 交渉を申し込まれる
- 行政不服審査法 (行政処分)
審査請求を受ける
↓
審理員 (職員 / 外部弁護士) / 行政不服審査会 → 裁決
- 行訴法 (行政処分その他)
訴えを提起される (取消訴訟)
↓
裁判所

3 実体的違法の構造

「法律家」の目線の具体例－判決から何を会得するか？

ア) 行政処分の場合

- これが違法かどうかなぜ争われるか
- 判断基準を探す = 処分の要件／処分の内容選択
- 判断基準を解釈適用する（憲法適合解釈を含む）
- 判断基準は「法的判断」 **and/or** 「裁量的判断」を予定

↓

なぜ行政は間違るか～「法律家」目線の不足

- ① 法律を読む訓練を受けていない
- ② 親切心（消費者のためには可能な限り安全を）
- ③ 世論の重視（自治体だから地元の反対を重視）

イ) 委任立法の場合

- これが違法かどうかなぜ争われるか
- 判断基準を探す = 委任の趣旨又は範囲
- 判断基準を解釈（適用）する（憲法適合解釈を含む）
- 判断基準は「法的判断」 **and** 「裁量的判断」を予定

↓

なぜ行政は間違るか～「法律家」目線の不足

- ① 法律を読む訓練を受けていない
- ② 親切心（幼い子の安全を）
- ③ 世論の重視（幼い子の安全を）